

## 第52回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年10月25日(月) 午後1時25分から午後3時15分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

### 農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田廓仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	欠席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席	○	
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席	○	
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について  
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）  
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）  
議案第8号 相続税等納税猶予適格者証明について  
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告第4号 合意による解約等の通知について  
報告第5号 県許可案件の許可状況について  
報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和3年10月25日 午後1時25分）

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第52回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、三木輝男委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を萩原委員と岡本委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番が市街化区域の案件、4番から6番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番です。

飾磨区細江の田376㎡につきまして、夢前町護持の[ ]より「平成9年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

2番と3番です。

大阪府箕面市の[ ]より、相野の田16㎡につきましては「平成10年以前より、用水路の一部となっている」との申請と、相野の畑542㎡につきましては「平成8年以前より、山林となっている」との申請です。

4番です。

夢前町塩田の田718㎡につきまして、飾磨区英賀春日町一丁目の[ ]より「平成10年以前より建物敷地及び露天駐車場となっており、現在は整骨院敷地及び露天駐車場として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町高長の田1,031㎡につきまして、揖保郡太子町の[ ]より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

6番です。

安富町安志の畑560㎡につきまして、安富町安志の[ ]より「平成3年以前より、農業用倉庫敷地、農機具置場、駐車場及び家庭菜園として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町北山の田、畑2筆計88㎡につきまして、飾東町北山の[ ]より「平成9年以前より、[ ]は倉庫敷地、[ ]は竹林となっている」との申請です。

8番です。

船津町の田138㎡につきまして、船津町の[ ]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

いずれの案件も、非農地となってから20年以上が経過しており、また、各地区農政協議会におきましても、特に異論はない、となっております。そういったことも踏まえ、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

(農地法第3条の規定による許可申請について)  
議案第2号(P3~P5)を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は16件提出されております。

1番から3番と4番は現在耕作面積0㎡の方の案件、5番から11番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、12番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。5番12番13番が市街化区域の案件、7番8番14番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用等とは確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、4番が15km、5番6番が10kmと18km、7番8番が15kmと17km、12番と13番が350m、15番が3kmである外は、いずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から3番です。

西脇の[ ]が、西脇の田1, 249㎡につきましては、西脇の[ ]より「購入したい」との所有権移転の申請と、西脇の田3筆計2, 478㎡につきましては、西脇の[ ]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 727㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

なおこの案件、[ ]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番です。

香寺町相坂の田5筆計3, 309㎡につきまして、飾東町佐良和の[ ]が、父である香寺町相坂の[ ]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 309㎡になる予定です。作付作物は、「水稻、野菜」となっております。

なおこの案件、[ ]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

5番6番です。

飾磨区英賀清水町三丁目の[ ]が、打越の田509㎡につきましては、実法寺の[ ]より「交換により譲り受けたい」との所有権移転の申請と、船津町の田3, 007㎡につきましては、船津町の[ ]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[ ]の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える4, 025㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、水稻」となっております。

7番8番です。

東辻井二丁目の [ ] が、夢前町高長の田609㎡につきまして、八代宮前町の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町前之庄の田1,563㎡につきましては、東辻井二丁目の [ ] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,203㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、水稻」となっております。

9番です。

飾東町豊国の田1,130㎡につきまして、飾東町豊国の [ ] が、飾東町豊国の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,575㎡になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

10番11番です。

山田町南山田の [ ] が、山田町南山田の畑2筆計493㎡につきましては、山田町南山田の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請と、山田町南山田の田2,297㎡につきましては、山田町南山田の [ ] より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は、4,742㎡になる予定です。作付作物は、「野菜、水稻」となっております。

12番です。

田寺八丁目の田1,294㎡につきまして、御立中一丁目の [ ] が、神戸市の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。 [ ] は既に申請地の残り持分5分の3を所有しており、一筆全てを管理耕作していることから、許可後も耕作面積に変動はありません。作付作物は、「野菜」となっております。

13番です。

御立東一丁目の田2筆計733㎡につきまして、御立東五丁目の [ ] が、神戸市の [ ] より「交換により譲り受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は2,330㎡になる予定です。作付作物は、「露地野菜」となっております。

14番です。

夢前町又坂の畑3筆計853㎡につきまして、夢前町又坂の [ ] が、勝原区下太田の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は6,144㎡になる予定です。作付作物は、「野菜・果樹」となっております。

15番です。

飾東町佐良和の田433㎡につきまして、飾東町北山の [ ] が、飾東町佐良和の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は6,920㎡になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

16番です。

香寺町犬飼の田629㎡につきまして、香寺町犬飼の [ ] が、仁豊野の [ ] より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 [ ] の耕作面積は3,664㎡になる予定です。作付

作物は、「野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

ここで、1番から3番の[ ]の案件について、事務局から補足説明をさせていただきます。耕作面積がゼロ㎡となっており新規農家として参考資料のとおり営農計画書が提出されております。この中で、「本件農地も50年以上借り受け耕作をしてきましたが、・・・」との記述があります。このことについて、「追加報告 合意による解約等の通知について」を御覧ください。このように、本件申請地は借受地として以前から[ ]の農家台帳に掲載があったものです。また、転作野帳には、[ ]名義で作付の報告が確認されたこともお伝えさせていただきます。新規農家としての事情聴取の要不要の判断材料として、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

大塚委員

1番から3番の[ ]の案件について、北西部地区農政協議会においても経験豊富な方であるとの評は出ておりました。ただ、そのときは借受地の情報や転作野帳がどうなっているかの情報がなく、耕作面積がゼロであることからとりあえず事情聴取をする、との結論としておりました。そして、事務局に調査しておいてもらうよう依頼していたのですが、今、報告をいただきました。

追加報告資料により、申請地のうち1筆は正式に借り受けし農家台帳にも掲載されていたことが確認され、ただ事務処理の後先で現在耕作面積がゼロ㎡とされてしまっていることだと思います。また、転作野帳には、[ ]名義で4筆計2,500㎡の作付の報告もあります。

このような状況であれば、新規農家としての事情聴取は必要ないのではないかと思います。

議長

事務局に続いて、ただいま、大塚委員から詳しく説明をいただきました。各委員さんも状況がご理解いただけたかな、と思います。

それでは、1番2番3番について、新規農家として事情聴取が必要か必要でないか、総会規定に基づき、採決します。事情聴取は必要ないと判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、1番2番3番について、新規農家としての事情聴取は省略することといたします。

4番につきましては、事情聴取を行う、ということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、4番は事情聴取を行いたいと思います。11月2日に実施の予定となっております。

その他の案件について、なにかございますか。

各委員

・・・。

- 議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
- 各委員 (全員挙手)
- 議長 全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。
- 事務局 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号(P6)を説明する。  
(農地法第4条の規定による許可申請について)
- 農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。
- 調整区域の飾東町佐良和の田2筆計594㎡につきまして、飾東町北山の[ ]より「露天農機具置場、露天農業用資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の「農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。
- 「事業内容」につきましては、義父から借りて使用している農機具と、自己の農業用資材を置くための露天資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、造成工事等は自ら行うため不要、となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。
- 北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。
- 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
- この申請人については、8月の農事相談において、耕作困難な農地の耕作方法について相談を受けました。当該地は畑土だけれども土壌の質が悪く何を植えても育たない、とのことでした。果樹など可能性のある作物についてアドバイスをしていく中で、農業関連施設、例えば、農業用倉庫などに活用するのはどうか、と提案しました。今、耕作に使っている農機具は、他人の土地を借りて賃料を払い置かせてもらっているもので、農地の近くで農業用機械を置く場所を探していたこともあり、この場所に農業用倉庫を建てることのできるのであればそうしたい、とのことでした。その後事務局と調整を経て今回の申請に至ったものと見受けます。
- それでは、午前中に行いました現地調査について、メンバーを代表して松尾委員の報告を受けます。
- 松尾委員 今回の申請地は、花田町小川の方から山陽姫路東インターに上がっていく道の東側に位置しています。以前、この道の西側で同じく調整区域でしたが、露天資材置場に活用したい、との転用の申し出があったんですが、その際に確認したところ、農地が連なる第1種農地であるため原則転用は認められない、とのことでした。これは、単なる資材置場と農業用の資材置場との違いであり、農業用であるため許可される、との認識でよろしいか。
- 事務局 ここは、道の東側も西側も同じく集団性のある農地の第1種農地に該当しており、転用は原則不許可となっております。ただし、農業用施設であれば不許可の例外として許可可能であることから今回の申請となったものです。

農業用か、農業用でないか、で、許可できる、できないに違いがある、ということですが。

田原委員 露天農機具置場、ということですが、農機具を露天に置くなんてことは考えられないが、転用目的に間違いはないか。

事務局 以前、地区農政協議会において、農機具が痛むから露天農機具置場はおかしいのではないかと、その意見が出たことがありましたが、その際、私の地域では皆ビニールシートを掛けて過ごしています、と話をされる委員さんもおられまして、露天はおかしい、ということではないと思われま。

田原委員 土地面積が600平方メートル程もあり、農機具を置くにしても広すぎるように感じる。

事務局 トラクター、田植え機、コンバインを置く計画となっておりますが、土地形状が正方形ではなく歪んだ形であるため、効率的に活用できていない空間が多くあるとも感じます。事業計画図に関しては、送付後県においても審査されていくことと考えております。

田原委員 面積要件的なものはあるのだろうか。例えば、露天資材置場は1,000平方メートルまで、とか。

事務局 そういった面積要件的なものは、ありません。ただ、目的に照らして計画面積が妥当であるかは、しばしば県から指摘を受けてきているところです。

議長 農事相談で話したことは、農業用施設で4条申請をする方法も考えられる、ということで、出せば許可できますよ、といった話はしておりません。それを審議するのはこの場である、ということは念のため話しておきます。ほかに、何か、ございますか。

各委員 ……。

議長 なければ、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号(P7~P8)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。

2番及び3番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番が「住宅等が連たん」である第3種農地、2番は「その他の農地」の第2種農地、3番、5番、6番は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。4番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業

用施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区興浜の田1, 130㎡につきまして、網干区興浜の[ ]が、飾磨区構三丁目の[ ]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「転用の妨げとなる権利を有する者」につきましては、地役権設定者である関西電力送配電株式会社兵庫支社の条件付きの同意があります。「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、隣接する自己所有地を進入路として一体利用する予定です。「事業内容」につきましては、業務用大型トラック8台分の露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

夢前町筋野の田2筆計873㎡につきまして、北条の[ ]が、夢前町筋野の[ ]より「譲り受けて、ドッグラン用地にしたい」との転用の申請です。現況は「畑」となっております。「事業内容」につきましては、芝を張り「ドッグラン」とする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

3番です。

安富町安志の田3筆計855㎡につきまして、坂田町の[ ]が、安富町安志の[ ]より「譲り受けて、訪問看護事務所、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、自己が営む訪問看護業務の拠点として使用する「訪問看護事務所」及び来客・職員用に15台分の「露天駐車場」を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」及び自己が経営する法人からの「援助」となっております。

4番です。

豊富町御蔭の田1, 327㎡のうち495.65㎡につきまして、河間町の[ ]が、豊富町御蔭の[ ]より「賃借権で借り受けて、農業用倉庫を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、近隣の農地で収穫した農作物等の保管や、選別するための農業用倉庫を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

5番です。

香寺町溝口の田3筆計1,112㎡につきまして、京都府福知山市の[ ]が、神崎郡福崎町の[ ]より「賃借権で借り受けて、進入路、露天資材置場にしたい」との一時転用の申請です。この案件、令和2年9月に申請のあった一時転用と同内容です

が、その第2期工事との位置付けです。転用期間は許可日から令和4年10月末までとなっております。「事業内容」につきましては、  
が、鉄道敷地の線路下の配管修繕を行うために、その現場までの進入路及び、掘削工事等で発生する土砂等を仮置きするための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「一時転用の場合の農地復元」については、鉄板を敷いた仮設道路として使用した後、事業終了後に鉄板等を除去して、農地に復元するとのことでした。

6番です。

香寺町矢田部の田499㎡につきまして、香寺町香呂の が、父である香寺町矢田部の より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、床面積129.18㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

まず、1番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日上午中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの松尾委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

松尾委員

場所は、揖保川のすぐ横、申請地は休耕田状態で、その周辺隣接土地はすべて が所有し転用済となっております。農地としては孤立状態でしたので、再利用することも考えられず、この度の申請に至ったものと思われれます。ですので、特に問題は見当たらず、許可相当と判断させていただきます。

議長

報告、ありがとうございました。

この申請地は、姫路市の西端、たつの市御津町との境の中川に面したところで、今年の4月にも が転用する案件で現地調査を実施しております。その際の転用地の隣接地が、今回の申請地です。4月の転用地はすでに露天駐車場、露天資材置場に転用済みで、隣接地に農地はありません。今回の転用に際し、地元農区、水利の同意もありますし、特に問題はないのかな、と思います。

ほかに、何かございますか。

各委員

・・・

議長

5番の案件は、昨年9月に一時転用の申請があり、今年の4月に一時転用が終了したということで農地確認を行ったところだが、同じところですね。

事務局

はい。今回はその第2期工事との位置づけで、来年10月末まで、となっております。なお、その後も中断を挟んで工事は続くと考えています。

議長

区切りをつけながら続く、ということですね。

ほかに、ございますか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9)を説明する。

〔農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画についての意見を求められているものです。農地利用配分計画につきましては、中間管理機構である「ひょうご農林機構」が借り受けた農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用配分計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回の権利設定は、新規の使用貸借権の設定が「1件、5筆、5、239㎡」の計画となっております。

農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご判断をいただくものです。なお、利用権の設定を受ける者の耕作面積は、下限面積を超えております。公告予定日は、令和3年11月1日です。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、意見なしとすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、意見なしと致します。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P10～P14)を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農用地利用集積計画は、農地の貸し借りを計画書として市農政総務課で取りまとめたものです。市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の決定が必要であり、委員会の決定を求めてきているものです。

この度の農用地利用集積計画は、新規の設定が「30件、47筆、62,688㎡」、再設定の設定が「31件、50筆、66,114㎡」、計「61件、97筆、128,802㎡」の計画となっております。

49番50番の[ ]につきましては、現在耕作面積が0㎡となっており、北東部地区農政協議会におきまして、「新規農家に該当するため、事情聴取は必要」との意見となっております。

委員会で決定後、公告することにより、利用権が設定されることとなります。今回は定例の11月15日公告対象分です。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

49番50番につきましては、現在耕作面積が0㎡となっており、地区農政協議会でも事情聴取は必要との意見とのことです。

49番50番の[ ]につきましては、事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

岡本委員

農機具の所有状況を見ると、トラクター4台、コンバイン3台、乾燥機3台と、新規農家としては数が多いと思います。なにか、事情があるのでしょうか。

議長

事務局、何か情報は、ある？

事務局

農政総務課から提出のあった営農計画書に、利用権の設定を受ける理由として、「ゆくゆくは親の農業を引き継ぐ」とあります。親世帯がそれなりの規模の耕作を行っており、この農機具も親の所有で、あるものは借り、あるものは引き継ぐ、とのことです。

議長

親世帯がそれなりの規模の耕作を行っているととしても、本人はゼロですので、事情聴取を行うことで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、11月2日に来ていただいて事情聴取を行いたいと思います。

他に何かございませんか。

高濱委員

教えていただきたいのですが、議案5号、6号、7号いずれも農用地利用集積計画に係るものですが、議案を分けている意味は、なんでしょうか。

事務局

分けている意味としましては、議案第5号については、農地中間管理機構といたしまして、農地の貸し手と借り手の間に入りまして、農地の貸し借りが円滑に進むよう調整しながらすすめる、というものです。農地は貸し手からいったん中間管理機構が借り受け、中間管理機構が借り手を調整した後、借り手に移ります。

議案第6号は、いわゆる利用権設定で、貸し手から借り手に、AさんからBさんに、農地の貸し借りが行われます。

次の第7号につきましては、同じ法律の中で所有権の移転を行うものです。

このような違いにより、市農政総務課からそれぞれで分けて審議することを求められているものです。

高橋委員

もうひとつ。31番から34番の

農地をどうされるのでしょうか。

飯塚委員

飼料をされていたり、農業をしたりもしています。今回上がっているのは、農業部門のものです。

議長  
各委員

ほかに、なにかございますか。

……

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、農用地活用集積計画の決定にご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とさせていただきます。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地活用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P15）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地活用集積計画の決定について〕

当案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地活用集積計画により農地の所有権移転を行うものです。これは、農地を売りたい地主と農地を買いたいという譲受人との間に、一旦、農地中間管理機構である、公益社団法人ひょうご農林機構が入るものです。

今年7月に豊富町神谷の農地1筆をから公益社団法人ひょうご農林機構へ所有権移転することまでをご審議いただいたもので、今回は、公益社団法人ひょうご農林機構からへの所有権移転についてご審議いただくものです。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……

議長

それでは、議案第7号について、異議なしとすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声をいただきましたので、決定とします。

次に、議案第4号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より

説明をお願いします。

事務局

議案第8号(P16)を説明する。  
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は1件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

東辻井一丁目の[ ]が所有されておりました市街化区域の農地1筆を、子であります[ ]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、野菜および果樹が植えられており、農地として良好に管理されています。また、物置部分の面積を除外して申請されております。この案件につきまして、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご質問はないようですので、議案第8号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。  
次に報告事項に入ります。  
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P17)を説明する。  
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、9月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を10月6日に実施していただきました。当日は、どちらもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、田口委員からお願いいたします。

田口委員

1番につきましては、本人が見えられました。24才公務員の方で、2年ほど前からお父さんの農業を手伝ってきており、将来はお父さんの近くに住み、担い手になることを目指す、との意気込みでした。

2番から4番ですが、本人が見えられ、年齢は52才、[ ]であります。本人は農業経験は全くないとのことだったので、農業の大変さを伝え、農業のやり方についてアドバイスをいたしました。すぐに投げ出すことなく、少なくとも2・3年はがんばって続けてほしい、とお願いをしておきました。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。  
続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号(P18~P19)を説明する。  
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、9月10日から10月7日の間に受け付けたもの、9件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。  
特にご意見ご質問等ありますか。

各委員 ……

議長 特にないようですので、ご確認いただいたと判断させていただいて、次の報告に参りたいと思います。  
報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号(P20~P24)を説明する。  
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、9月10日から10月7日の間に受け付けたもの、19件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。お目通しをお願いします。  
何かご質問等ございませんか。

各委員 ……

議長 8番は受人が姫路市となっており、転用目的が「専用住宅、公衆用道路」となっていますが、市が住宅を建てるとののですか。

事務局 こちらにつきましては、他の買収にかかる代替地として、宅地4区画とそれに接道する公衆用道路を設置する、というものです。土地収用法で行われるものについては農地法の許可は不要ですが、土地収用法外で行われるものとして届出が提出されたものです。

議長 ほかに、なにかございますか。

各委員 ……

議長 それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号(P25)を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、追加報告もあわせてご覧ください。  
この度は、賃貸借の解約が1件、使用貸借契約の解約の通知が4件ござ

いました。そのうち、利用権に該当するものは3件です。貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P26）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月と8月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件について、許可日欄の日付で許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。

2番の案件について、5月に審議したものが9月に県の許可となっておりますが、これは県において手続きに時間がかかった、ということでしょうか。

事 務 局

はい。5月に審議いただいた後、速やかに県に送付しておりましたが、県の審査において指摘事項があり、その補正に時間がかかったものです。

議 長

わかりました。

その他に、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P27）を説明する。

〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、9月の会長決裁分です。

加西市の■■■■は、山田町牧野や多田、船津町において水稻を営農しており、この度、姫路市での認定を希望されていることについて、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、■■■■は10月7日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたのでご報告いたします。

以上1件につきまして、ご承認をお願いします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

……。

議 長

それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。

本日の議案は以上です。

事務局、他に連絡事項等ありますか。

事 務 局

特にありません。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後8時15分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

---

(署名委員)

萩原 和好

---

(署名委員)

岡本 富博

---